

商法 出題の意図

直接取引であるという利益相反取引の性質判断をした上で、取引締結当事者、賛同者、反対者について、それぞれの会社に対する個人責任を検討することを求める問題である。

甲乙間の不動産売買契約について、直接取引に該当するという性質決定をした上で、A、B、C、D、E について、それぞれ条文を引用した上で、甲社に対する責任を判断することを求める。

甲乙間の不動産売買契約が直接取引に該当するという法的性質決定と、当該取引締結の際に会社法上求められる手続が本件問題において履行されているかについての検討を求める。

更に、自己利益になるような契約を先導したA、このような契約を締結することに賛成したB・D・Eについて、423条3項、428条の各条文を基に、それぞれ甲社に対して負うべき個人責任を検討することを求める。さらに取締役会で契約締結に反対をしたが、阻止することができなかったCについて、取締役が会社に負う忠実義務・善管注意義務の程度との関係から、甲社に対して負うべき損害賠償責任を検討することを求める。